

第2次 新横田基地公害訴訟 原告団ニュース

発行者
第2次新横田基地公害訴訟原告団
〒197-0003 東京都福生市熊川1655-3
白鳥第2ビル302号
TEL/FAX. 042-552-4451
Email : syokotas@vesta.ocn.ne.jp
http://www.yokota-kougai.com

最終準備書面第1稿出そろう

来年2月20日は本訴訟における最終準備書面の提出締切日です。締め切り日までの確実な提出に向け、夏合宿以降検討を続けてきました最終準備書面について、11月18日の弁護団会議において、まずは弁護団全員で第1稿の原稿を取りそろえ、全体で検討することができました。

横田基地の周辺住民らに対する侵害行為、周辺住民の被害の実態、その被害により発生する損害、横田基地の飛行の差止、差止が認められない場合の騒音がやむまでの将来にわたる慰謝料を請求、をこれまで提出した種々の書証、尋

問や現場検証を加えた証拠をもって主張立証していきます。

特に、普天間基地訴訟において差止と将来の損害賠償請求が認められなかったこと、自衛隊機の差止と短期間でも将来の損害賠償請求を認めた厚木基地訴訟が12月8日の最高裁判決でも維持されるのか、弁護団では他基地での訴訟の結果も取り入れ、最後まで構成を検討しますので、原告団側でも完成した最終準備書面をお待ちいただき、ご検討をお願いします。

【弁護団 杉野 公彦】

力戦奮闘の普天間に続く闘いに取り組もう！

来年1月18日(水)の裁判を全力で傍聴しよう！ 事務局長 清水 幸一

11月17日の第2次普天間爆音訴訟判決では請求の多くが却下されたものの、損害賠償金額は全国の騒音訴訟の到達点としては最高額を記録しました。前回の新横田訴訟で獲得した金額は、75W3000円・80Wが6000

円(月額)でしたから、普天間はその倍以上の金額となります。この成果を獲得した背景には、困難であっても飛行差し止めや、憲法上の判断を裁判所に迫る等の請求を正面に掲げ、騒音被害が住民の健康を害するほどひどいものになっていることを

立証するといった、普天間原告団の力戦奮闘があったからに他なりません。 私たちも普天間判決の前進面をさらに広げ、大きなものにするために、1月18日の第17回口頭弁論と3月1日に予定されている結審に向けて、全員が傍聴に参加する意気込みを固めましょう。



来年 第17回口頭弁論 1/18(水) 地裁立川支部101号法廷 午後2時より

- 1時20分から裁判所前で事前集会
 - 3時頃からは場所を移動して報告集会
- 報告集会では「最終準備書面」の説明を弁護団より行いますので、たいへん重要な集会です。多数ご参加ください。

11月9日 第4回本人尋問

4名の代表原告 堂々の証言と
原告の熱気が国側を圧倒！

裁判官は身を乗り出すようにして、
じっと耳を傾けてくださいました



八王子 渡邊 てつよ
16人の本人尋問の最後を受け持つという事で、多大な責任を感じて証人席につきましたが、御担当の與那嶺先生、小峰先生とのきめ細かい打合せのおかげで、すべて言い切ったという気持ちでいっぱいです。

9月から替わった右陪席の裁判官が、身を乗り出すようにして私の話をじっと聴いてくださっていました。裁判長も良く聴いてくれていました。ですから、本当に私や原告の方々の思いが伝わっていくような気がして、素直な気持ちで自然と口から発せられたのです。

裁判官に言いたかったことは、前回の訴訟で裁判の途中でコンターが変更になり、大勢の被害が切り捨てられたにも関わらず、今もって騒音に苦しめられている人々が多数おり、しかも騒音のもとで、療養生活をおくっている多くの患者さんとそのご家族のことを思い、米軍機の飛行差し止めの判決をなんとしてもお願いしました。横田基地では日米合同訓練が開始され、今後ますます騒音がひどくなる事。3年前、ギャラクシーがあわや墜落するのではないかと思う恐ろしい光景が、今



福生在住の内山さん

被害を訴えた
4名の方々



八王子在住の森田さん



八王子在住の古山さん

でも脳裏に焼き付いていること。何度も繰り返して裁判をしなくてもいいように、飛行差し止めの判断を必ずお願いしたいということを訴えました。

傍聴席はしーんと静まっていたましたが、傍聴の皆さんが、私と同じ気持ちで頷いている様な、背中をぐーんと押してくれているような気持ちで尋問を終わることが出来ました。

内山さんの尋問を担当された
杉野弁護士のお話

内山恭男さんの尋問を担当しました弁護士の杉野です。

内山さんへの尋問で裁判所に聞いて欲しかったところは、内山さんが、24時間稼働する工場に日勤夜勤で勤務しており、昼でも夜でも騒音被害に曝されてきたこと、正社員として、パート社員の勤務に合わせて会社から出勤を電話で要求されることがあり、その電話を騒音で妨害されたこと、その急な勤務の都合で会社の近所

である拝島駅周辺で生活せねばならなかったこと、騒音被害に曝されてきたことで、寝ようとしても眠れないなど、深刻な睡眠妨害を受けてきたことです。内山さんは上記の点について、練習の成果を発揮し、裁判所に十分にアピールできました。国からの質問は、睡眠妨害に関しても、現在の住居で生活することになった経緯についてもほぼ因縁をつけるようなものであり、内山さんは淀みなく回答できました。この期日では4人の方の尋問を実施しましたが、トップバッターとして素晴らしい成果を上げたと考えます。

森田さんの尋問を担当された 東弁護士のお話

山本英司弁護士とともに、森田成烈さんの原告本人尋問を担当いたしました。

森田さんは、自宅の庭にプレハブを建て、そこで建築工事に使う鉄筋の加工形状を決めたり、鉄筋の量を積算したりする仕事を行っています。その仕事は、細かい計算をするなど、集中力を要するものです。そのため、尋問では、騒音で仕事への集中が妨げられる状

況や飛行機が通り過ぎるまで作業を中断せざるを得なくなる状況について、語っていただきました。

また、日中の生活妨害の状況に加え、深夜・早朝時間帯の騒音測定データをもとに、騒音により夜中に起こされるなど、睡眠妨害の実体験を語っていただきました。

森田さんには、主尋問にも、国からの反対尋問にも、的確にお答えいただきました。その被害についての証言は、裁判官にも届いたのではないかと考えています。

古山さんの尋問を担当された 中村弁護士のお話

古山さんには、航空機の腹の部分が見えるという表現で、ご自宅の真上を航空機が低空で飛行する様子をお話いただきました。古山さんのご夫妻の共通の趣味であるご自宅の庭の手入れをされている最中に航空機が飛ぶことにより、ご夫妻での会話や近所の人たちとの会話を妨害されることなど、日常生活の妨害についてお話いただきました。特に、古山さんは、昭和52年に横浜市緑区に墜落した米軍ジェット機を目撃されており、米軍機

の墜落や落下物の恐怖について、実体験に基づき具体的にお話いただきました。古山さんは、現地検証で現場に足を運んだ裁判官に対し、人道的な判決を期待することを述べられて、原告ら代理人からの主尋問は終わりました。国の指定代理人からは、古山さんが新横田基地公害訴訟で提出した陳述書には、こう書いていませんでしたか？などと、細かいと思われる反対尋問をされましたが、冷静にお答えいただきました。

※法廷での尋問は山崎弁護士が行いましたが、この報告は中村晋輔弁護士にご執筆いただきました。

渡邊さんの尋問を担当された 小峰弁護士のお話

11月9日に渡邊てつよさんの尋問を担当いたしました。渡邊さんは練習の時からご自分の言葉で語っていただけている部分が多く、こちらが、細かく質問していくよりも、ある程度は渡邊さんの言葉で語ってもらう方が裁判官に響くのではないかと考えました。結果として、前回裁判で訴訟途中にコンターから外され救済の対象とならなかったこと、それにもかかわらず、騒音はなくなっておらず、

むしろ、ひどくなっていること、事務局となってこの訴訟を通じて自分の思いを伝えたいこと、などが渡邊さんご自身の口から渡邊さんの表現で語っていただくことが出来たので良かったと思いました。

前に池田浩美さんの尋問を担当した際には、聞くことはカバーできたのですが、時間をオーバーしてしまうというミスをしてしまいました。今回は同じ轍を踏まないために、時間配分には気を付けました。

総じて、良い尋問が出来たと思います。良い経験になりました。

せん息の患者さんへの医療費助成制度を 求める署名にご協力をお願い



第2次新横田基地公害訴訟原告団が参加している公害被害者総行動実行委員会を通じて「全国公害患者の会連合会」より、署名の依頼が届きました。カラーチラシと署名用紙をニュースと共に同封しました。ご賛同いただき、署名のご協力をお願い申し上げます。署名用紙は同封の返信用封筒を利用して原告団事務所宛に来年3月31日までに送付をお願いいたします。

11/17 普天間爆音訴訟判決

- 損害賠償金額は基地訴訟で最高額
- しかし飛行差し止めは認めず

普天間基地は、沖縄県宜野湾市にある米軍の軍用飛行場です。基地周辺住民は、2012年3月、この軍用機の飛行差し止めや、騒音被害に対する慰謝料の支払いを求める裁判を起しました。原告は、騒音による健康被害や、会話やテレビが聞こえなくなるなどの生活上の様々な妨害、そしてオスプレイによる騒音被害など、深刻な被害が生じていることを裁判所に訴えてきました。そして、約4年8か月の審理を経て、いよいよ11月17日に判決の言い渡しを迎えました。

判決では、これまでの基地訴訟で最も高額となる損害賠償額が認められました。さらには、飛行騒音により高血圧の危険性が高まるといふ、騒音と健康被害についての踏み込んだ判断がなされました。このような画期的な判断がされた

失望の至りの判決だ！

島田善次原告団長怒りのコメント

『琉球新報』（沖縄の有力地方紙）は、今回の判決を「日米地位協定を前に思考停止に陥る司法の姿を浮き彫りにした」と評価しました。

しかし、菅義偉官房長官は損害賠償が認められたことについて「国の主張について裁判所の十分な理解が得られなかった」と述べ、稲田朋美防衛大臣も「大変厳しい判断が示された」と衆議院の安全保障委員会で述べるなど、日本政府にとっては、決して手放しで喜べる内容の判決でなかったことはハッキリしています。判決を傍聴した事務局長の清水氏も「裁判長は、早口でペラペラペラペラと“判決をしゃべった”、という感じでした。自信を持って下した判決ではなかったと思います」と感想を述べています。

島田団長も「失望の至り」との怒りのコメントとともに「これからも飛行差し止めを求める。（違憲・違法な）状況をいつまでも放置していることに対して、弁護団と力を合わせて闘っていく」との決意を述べました

判決骨子

- ◎飛行差し止めは棄却する。普天間基地は防衛上の公共性を有するが、周辺住民だけが被害を被っていることは不公平である。
- ◎日米両政府の『普天間基地提供合意』と「日本政府による爆音放置は違憲」との訴えは、裁判で審理する対象ではないから却下する。
- ◎将来分の損害賠償請求は却下する。
- ◎原告の受けている被害は、受忍限度を超えた違法なものであるから国は損害賠償を支払え。周辺住民への「違法な被害が漫然と放置されている」と指摘。
- ◎賠償金額は、75W区域は月額7000円 80W区域は月額13000円（普天間基地は85Wの区域はありません）70W区域の原告の請求は却下。

のは、原告の皆さんと弁護団が一丸となって被害の深刻さを訴えてきた結果に他なりません。他方で、コンター外に住む原告の損害賠償や将来の損害賠償の請求、飛行差し止めの請求は認められず、この点については不当な判断がなされてしまいました。高等裁判所でのたたかひが続くこととなります。

横田基地訴訟も審理終結を目前に控えています。静かな空を取り戻すために、最後まで頑張り抜きましょう。【 弁護団 佐藤 宙 】

原告団活動日誌

11/2	原告団ニュース第30号発行、発送作業
11/9	第16回口頭弁論と第18回進行協議
11/14	定例事務局会議
11/14	オスプレイ配備反対連絡会会議に出席
11/16	全国基地爆音訴訟原告団連絡会議事務局長会議に出席（沖縄）
11/17	普天間爆音訴訟一審判決支援行動と沖縄防衛局、外務省沖縄事務所へ要請行動参加
11/18	沖縄・高江支援行動に参加
11/18	弁護団会議に出席
11/18	第45回原告団会議
11/20~21	全国公害被害者総行動合宿に参加
11/23	オスプレイを横田基地に配備させない11.23東京大集会において署名行動
12/2	原告団ニュース編集会議
12/5	オスプレイ横田配備反対連絡会として周辺自治体へ要請訪問
12/8	全国基地爆音訴訟原告団連絡会議事務局長会議に出席
12/8	厚木爆音訴訟最高裁判決支援行動と報告会に参加